

森林林業教育カリキュラム実施支援事業業務委託 入札説明書

森林林業教育カリキュラム実施支援事業にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札に参加しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記14(1)に掲げる者に説明を求めることができます。

1 公告日

令和5年 5月23日（火）

2 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件名

森林林業教育カリキュラム実施支援事業 業務委託

(2) 委託内容

カリキュラム及びシラバスを実行した後に講師及び学生両側からの意見集約を行い、そこから見えてくる課題を次年度以降のアカデミー運営に反映させることを目的とする。

そこで、シラバスの精査、講師及び学生への意識調査、県内ニーズと課題整理等を行った上で、各分野における講義運営の有識者参集による検討会を開催し、シラバスや授業運営、教育方法等における課題及びその解決方法を見出すことで奈良県フォレスターアカデミーの教育内容を充実させる。

(3) 委託期間

契約の日から令和6年3月25日までの期間とする。

(4) その他

詳細については、別添仕様書のとおりとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(7)までに該当する者が、この入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）

(4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

(5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）

(6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月27日奈

良県告示第425号)による競争入札参加資格者のうち、営業種目「Q4」(検査・分析・調査業務)で登録している者。(申請中で、入札日において登録完了する者を含む)

- (7) 国又は地方公共団体(一部事務組合や広域連合を含む。)との間で、森林・林業分野の有識者から意見聴取による成果とりまとめの契約を締結し、履行実績を有する者。

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、別紙契約履行実績報告書(様式3)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
記載については、記載例を参考としてください。
- (2) 提出期限は、令和5年6月5日(月)午後5時までとし、調整期日は令和5年6月7日(水)午後5時までとします。(提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。)
- (3) 提出場所は、下記のとおりです。
〒639-3113 吉野郡吉野町飯貝680
奈良県フォレスターアカデミー 教務課
電話 0746-42-8100(ダイヤルイン)
- (4) 提出方法は、持参又は郵送とし、郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限の前日までに必着とします。
また、封筒に「森林林業教育カリキュラム実施支援事業業務委託に係る入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。
- (5) 提出部数は、1部とします。
- (6) 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
提出された申請書等は返却しません。

5 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面(先にFAX等で通知)により通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)以内に書面を上記4の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

6 開札の日時及び場所

- (1) 日時は、令和5年6月16日(金)午後2時00分からとします。
- (2) 場所は、奈良県フォレスターアカデミー 講師控室とします。

7 入札者及び方法

- (1) 入札者は、所定の入札書(様式2)を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (3) 入札保証金は、免除します。

- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8 郵便による入札

- (1) 郵便による入札のみ受け付け、書留郵便に限る。（様式2）
- (2) 封書の表面に「森林林業教育カリキュラム実施支援事業業務委託に係る入札書在中」と朱書きして、令和5年6月15日（木）の午後5時までに14の(1)の提出先に到達するように送付してください。（郵便封筒の記載例を参照）
なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、ただちに再入札（2回目）を行う場合がありますので、入札書は初度（1回目）の入札に係る入札書と再入札（2回目）に係る入札書の郵送を認めるものとします。
- (2) 初度入札に係る入札書とともに再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再入札に係る入札書を別々に封緘し、封書の表面に「初度入札」と「再入札」の区別を各々朱書きしてください。
- (3) 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとします。
- (4) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区分なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。
なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書に重要な文字の誤脱などがあることにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札公告で示す日時及び場所において公開で行うものとし、当該入札参加者の中から原則として1名以上の立会人を選任し、「開札立会通知書」（様式4）を送付します。開札日時になっても立会人が参集しない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

- (2) 開札の立会時には印鑑（認印可）、開札立会通知書、代理人を立ち合わせる場合は、「開札立会人委任状」（様式5）を持参してください。

※開札立会人委任状などを持参しない代理人は、立ち会いをすることができません。

- (3) 開札立会人は、開札終了後、当該入札（開札）が公正かつ適正に執行されたことを「開札立会確認書（様式6）に記名・押印し、確認するものとします。

- (4) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

1 1 契約書作成の要否等

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第17条第1項の規定に基づき落札の日から速やかに契約を締結するものとします。
- (3) 落札者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、落札者が契約日までに奈良県契約規則第19条第1項ただし書の規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者）に該当することを証明する書類を提出した場合は、契約保証金を免除することとします。

1 2 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 3 契約の解除

契約締結後、契約者について12の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、12の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1 4 注意事項

(1) この委託業務の実務担当課及び担当者は、次のとおりです。

実務担当課：奈良県フォレスターアカデミー 教務課

〒639-3113 吉野郡吉野町飯貝680

実務担当者：教務課長 山下

TEL:0746-42-8100 (ダイヤル) Fax 0746-42-8400

(2) 契約内容に関して質疑が生じた場合は、令和5年5月29日(月)の午後5時までに、FAXで受け付けますので、(1)のFAX番号まで送信してください(様式1)。FAX送信後は、(1)実務担当課に必ず連絡し、FAXの着信を確認してください。県は、FAX不着の際の責任を負いません。

なお、これ以降の質疑は受け付けません。契約内容に関する質疑であって、仕様書等で掲示した内容からは判断できない、若しくは判断が困難な質疑については、その回答を5月31日(水)までにFAXにより通知します。

1 5 その他

(1) 入札書の記入については、様式2の記載例を参考にしてください。

(2) 落札者は、契約締結後速やかに詳細仕様及び履行方法等について実務担当課と事前に十分打合せをし、その指示に従ってください。

(3) 落札者は、この契約による事項を処理するための個人に関する情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外)」を守らなければなりません。